

3. 推進施策の具体的な取組み

推進方針

① 移住定住促進に向けた住環境づくり

①-1. U・Iターンや若年就労層、子育て世帯の移住定住促進に向けた情報提供・相談対応の充実

【具体的な取組み】

- 市内への様々な世帯の移住定住を促進するため、平成17年度から市ホームページで行っている移住定住に係る情報提供（「砂川に住もう!!」、「すながわ移住情報」等）及び市窓口における相談対応の継続とそれらの充実を図ります。

①-2. 移住定住促進と地元企業の受注拡大に寄与する支援事業の充実

【具体的な取組み】

- ユーザーの市内への移住定住の動機づけになるとともに、住宅建設・住宅改修等における地元企業の受注拡大に寄与している「ハートフル住まいる推進事業」の継続と、助成の拡充について検討します。
- 戸建て民間借家を賃貸する者で、貸し主の承諾を得て住宅改修する場合にも市の助成対象とすることを検討します。

①-3. 移住定住の促進、及び住宅規模と世帯構成のミスマッチ解消に向けた住み替え支援の推進

【具体的な取組み】

- 移住定住の促進、及び居住する住宅規模と高齢者世帯や子育て世帯の世帯規模・構成とのミスマッチの解消に向けた住み替えしやすい環境整備として、住み替えを円滑に進めるための仕組みづくりと住み替え時の負担軽減などの手法を検討します。

①-4. 空き地・空き家の有効活用に向けた情報収集の仕組みづくりの推進

【具体的な取組み】

- 空き地・空き家の一層の有効活用に向けた、仕組みづくりを検討します。
- 市内の空き地・空き家の分布の実態調査・マップ化とその情報の円滑な更新方法について、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会空知支部、一般社団法人北海道建築士会空知支部（砂川分会）、砂川建設協会などとの連携・協力のもとで行う仕組みを検討します。

①-5. 多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅等のストック形成の促進

【具体的な取組み】

- 民間活力による単身者向け賃貸住宅の建設のみならず、多様な世帯に対する良質な民間賃貸住宅の供給促進に向け、住宅を建設する者に対する誘導方策や支援策を検討します。

推進方針

② 住み慣れた住宅で長く安心して暮らし続けられる住まいづくり

②-1. 住宅におけるユニバーサルデザインの視点に立った取り組みの推進**【具体的な取組み】**

- 誰もが安心して暮らすことができる住環境づくりを目指し、子育てしやすい環境や子どもから高齢者までの安全に配慮した良質な住宅ストックの形成に向け、住宅におけるユニバーサルデザインの視点に立った整備の普及促進を図ります。
- 国や北海道等が発行するパンフレットなどを活用した情報提供に努めます。

②-2. 住まいづくりに関する情報提供・相談対応の充実**【具体的な取組み】**

- 市建築住宅課において、市民・住まい手が安心して新築・住宅取得やリフォームできる住宅関連情報の提供と相談体制の継続と充実を図ります。
- 国・北海道・(一財)北海道建築指導センター等が発行するパンフレット・普及資料などを活用した情報提供を継続します。

②-3. 既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能の向上に寄与する支援事業の充実**【具体的な取組み】**

- 長く安心して暮らし続けられる住まいづくりと良質な住宅ストックの形成を目指し、既存住宅の耐久性・安全性・バリアフリー等の基本性能向上のための費用助成の継続と、助成の充実について検討をします。
- 平成18年度開始の「ハートフル住まいる推進事業」による費用助成の継続と、助成の拡充について検討します。
- 地震に強いまちづくりを目指し、地震による人的被害、経済的被害の軽減を図るため、「砂川市耐震改修促進計画（平成19年3月）」に基づいて、住宅の耐震化を促進します。
- 市による木造住宅の無料耐震診断事業及び耐震改修費用の助成の継続と、耐震改修設計に係る費用の助成を検討します。
- 北海道と連携した住宅・建築物の耐震診断・改修等の情報提供に努めます。

②-4. ユーザーサービスの向上、地域の技術力向上、人材育成につながる支援の充実**【具体的な取組み】**

- 地域の工務店において住宅に関するユーザーの様々な要望やライフスタイルの多様化に対応したサービスの充実や技術力・生産性の向上に向け、住宅建築技術者育成のための講習会や日常的な助言・指導等を継続するとともに、支援の充実に努めます。

推進方針

③ 子どもから高齢者・障がい者まで誰もが安全・安心に暮らせる住まい・住環境づくり
--

③-1. 「福祉サービスの提供」と「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」による安心居住の推進**【具体的な取組み】**

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、在宅高齢者の暮らしを支える配食・除雪サービスなどの様々な福祉サービスを継続します。
- 平成25年度からスタートした「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」に基づく高齢者の見守り体制の構築を進めます。
- 高齢化が進行する中、地域で高齢者を見守る仕組みづくりを進めていくため、福祉サービス及びボランティアやNPO法人など高齢者の生活を支援する担い手の充実に努めます。
- 福祉と建築との連携により、在宅の一人暮らし高齢者や支援が必要な高齢者に対し、生活支援サービスに関する情報提供や住まいに関する相談を継続します。

③-2. 福祉と建築の制度間の連携による、高齢者・障がい者に対応する住宅改修支援の継続**【具体的な取組み】**

- 高齢者・障がい者に係る住宅改修について、福祉と建築が連携した相談体制の継続と充実に努めます。
- 高齢者・障がい者に対応する住宅改修支援として、介護保険制度による住宅改修費支給以外に、市独自の支援制度である、介護認定者への「居宅介護住宅改修資金貸付事業」、障がい者への「住宅改修費助成事業」と連携した、介護認定者以外への「高齢者等安心住まいる助成金」の継続について検討します。

③-3. 家族形態や身体状況の変化に応じて、円滑に住み替えできる仕組みづくり**【具体的な取組み】**

- 居住する住宅の規模と高齢者世帯や子育て世帯の世帯規模・構成とのミスマッチの解消に向けた、住み替えしやすい環境整備として、住み替えを円滑に進めるための仕組みづくりと住み替え時の負担軽減などの手法を検討します（P36①－3再掲）。

③-4. 高齢者・障がい者を取り巻く住まい・住環境に係る情報提供の推進**【具体的な取組み】**

- 高齢者・障がい者の住まいに関する不安の解消や住み慣れた住宅に住み続けるためのバリアフリーリフォームなどの住まいに係る情報提供を継続します。
- 市広報やホームページなどのほか、福祉・建築の窓口において情報提供を継続します。また、市内のイベント時に高齢者対応設備等を体験する場をつくるなどの取り組みの継続に努めます。
- 高齢者が安心して入居できる住宅を確保するため、「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度について賃貸住宅の貸し主や事業者等への周知を進めます。

③-5. 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援**【具体的な取組み】**

- 誰もが安心して暮らすことができる住環境づくりに向けて、子育てしやすい環境や子どもから高齢者・障がい者まで安全に配慮した良質な住宅ストック、住環境の整備を推進します。
- 戸建て民間借家を賃貸する者で、貸し主の承諾を得て住宅改修する場合にも市の助成対象とすること及び子育て世帯への割増し等を検討します。
- 子育て世帯が戸建て住宅を取得しやすい環境づくりとして、住宅建設又は購入に対する助成の割増し等を検討します。
- 多世代が共に暮らすことができる地域の形成に努めるため、国の動向を見ながら、必要に応じた情報提供に努めます。

③-6. 子育て支援や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進**【具体的な取組み】**

- まちなかにおける様々な世代・世帯の生きがいあふれる安心・快適な暮らしを応援するため、地域交流センターや既存施設の機能等を活用した子育て支援や高齢者の生きがいづくり、健康づくりの事業を継続します。

③-7. 誰もが安全・安心に利用できて、ふれあい・交流が生まれる広場・緑地等の推進**【具体的な取組み】**

- 誰もが安全・安心で快適に暮らせる住まい・住環境づくりの一環として、市内の広場・緑地等のバリアフリー化の整備に努め、多世代が共に安心してふれあい・交流ができる環境整備を進めます。
- 市内の住宅団地の広場・緑地等を、安全・安心に遊ぶことができる場として適正な維持・管理に努めます。

推進方針**④ まちなか居住の推進に向けた住まい・住環境づくり****④-1. まちなか居住に寄与する事業の継続と住情報提供事業の充実****【具体的な取組み】**

- 中心市街地におけるにぎわいと安心・快適な暮らしの実現に向けて、まちなか居住を推進します。
- まちなか居住を推進するための「ハートフル住まいる推進事業（まちなか等住まいる助成金）」と「住情報提供事業」の継続と、助成の拡充や情報提供の充実について検討します。

④-2. まちなかへの世帯向け及び高齢者向けの民間賃貸住宅の供給促進**【具体的な取組み】**

- 市立病院をはじめとした医療や福祉機能、商業・生活サービス機能、地域交流機能等が充実したまちなかへの民間賃貸住宅の整備促進に向けた誘導方策を検討します。

④-3. まちなかのにぎわいとるおいあふれる快適な住環境づくりに向けた、民間団体等による継続的な活動との連携と支援**【具体的な取組み】**

- まちなか居住環境の向上のための商工会議所・商店会連合会等の活動と連携した取り組みを継続します。
- 市民・民間団体等による良好なまちなか居住環境づくりのために、市民ボランティア等による美化・清掃等、まちづくり活動への支援を継続します。

推進方針

⑤ 環境重視型社会に配慮した住まい・住環境づくり

⑤-1. 管理不全な空き家等の対策などによる安全な住環境づくりの推進

【具体的な取組み】

- 管理不全な空き家等が周辺の生活環境に悪影響をおよぼし安全・安心な暮らしを脅かすことがないように「砂川市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年4月施行）」に基づき、安全な住環境づくりの推進に努めます。
- 市内の管理不全な空き家の対策として、市内の老朽住宅の解体及び除却に係る経費の一部を補助する「老朽住宅除去費助成事業」制度を継続します。この制度の活用により住環境の向上、市民の安全・安心な暮らしの確保を図ります。

⑤-2. 建築関連工事における地場製品の活用に係るPRの継続

【具体的な取組み】

- 地域の住宅関連産業の振興と地域経済の活性化を図るため、建築関連工事で使用可能な地場産材・地場製品の活用に係るPRを継続します。

⑤-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知と指導の継続

【具体的な取組み】

- 建築廃棄物の適正処理の推進と資源の有効活用、及び環境負荷の低減に向け、法制度（建設リサイクル法）に基づき、建物所有者・建設事業者等に対する分別解体等に係る情報提供・指導等を継続します。

⑤-4. 長期優良住宅及びゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発及び新エネルギーを活用する住宅への支援の継続

【具体的な取組み】

- 良質な住宅ストックの形成と住宅分野における一層の省エネルギー化に向けて、長期優良住宅やゼロエネルギー住宅、改正省エネルギー基準対応住宅等の普及・啓発を進めます。
- 住宅における自然エネルギー利用促進とCO₂排出量削減のため、住宅用太陽光発電システム導入費補助事業を継続するとともに、住宅用省エネルギー設備や住宅用蓄電システムなどに対する費用の助成を検討します。
- 国や北海道などが発行するパンフレット等を活用した情報提供に努めます。

推進方針

⑥ 公営住宅の長寿命化の推進と良質なストック形成

⑥-1. 公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の改善事業の推進と適切な維持・管理

【具体的な取組み】

- 公営住宅等の長寿命化と良質なストック形成のための活用方針を示した「砂川市公営住宅等長寿命化計画（平成23年度策定）」に基づく、公営住宅等の改善事業の推進と適切な維持・管理を進めます。

第4章 砂川市における重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定

砂川市の推進施策において、特に重点的な取り組みが必要と考えられる項目を、以下の視点により選定し、重点プロジェクトを設定します。

■重点プロジェクト設定の視点

○緊急性への対応

- 住まいのユニバーサルデザインへの対応が必要
- 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援が必要
- 既存住宅の基本性能の向上、増加する空き家等の対策が必要

○効果的な波及

- 住み替えしやすい環境の整備は、移住定住の促進及び子育てしやすい住まいの選択や戸建て住宅の空き家防止に寄与する
- 移住定住促進及び利便性に富むまちなかでの取り組みは、地域の活性化やまちづくりに寄与する

○地域との連携

- 行政のみの取り組みで全ての課題を解決することは困難なため、地域の民間企業、団体・協会、介護関係事業者等との連携・協力が重要

○地域産業の活性化

- 地元企業の受注拡大に寄与する支援が必要

○環境への配慮

- 新エネルギーを活用する住宅への支援の継続が必要

上記の視点に基づき、

- 市のこれまでの助成事業の継続・充実を中心に展開する「**ハートフル住まいるプロジェクト**」
- 住み替え支援、子育てしやすい住まいの選択、空き家対策に寄与する「**住み替え支援プロジェクト**」の2つを重点プロジェクトとして設定します。

そして、2つの重点プロジェクトを「砂川住まいるサポートプロジェクト」と総称し、一体的・総合的に取り組みを進めることで、プロジェクトの効果を高めていきます。

